

水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号・最終改正令和 7 年名古屋市告示第 194 号)

1 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

<参考>

人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号・最終改正令和 7 年環境省告示第 35 号）

項 目	基 準 値	測 定 方 法	対象水域	達成期間
カドミウム	0.003mg/ L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	全 公 共 用 水 域	直ちに達成され、維持されるように努める
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表 1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法		
鉛	0.01mg/ L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法		
六価クロム	0.02mg/ L 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあつては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b)による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/ L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。		
砒素	0.01mg/ L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法		
総水銀	0.0005mg/ L 以下	付表 2 に掲げる方法		
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法		
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法		
ジクロロメタン	0.02mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
四塩化炭素	0.002mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
トリクロロエチレン	0.01mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
テトラクロロエチレン	0.01mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法		
チウラム	0.006mg/ L 以下	付表 5 に掲げる方法		
シマジン	0.003mg/ L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
チオベンカルブ	0.02mg/ L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
ベンゼン	0.01mg/ L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
セレン	0.01mg/ L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法		
ふつ素	0.8mg/ L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法		
ほう素	1mg/ L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ L 以下	付表 7 に掲げる方法		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。				

2 水質の汚濁に関する目標

区分 水質のイメージ 項目	河 川			ため池		海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入 っての 遊びが 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びや 自然観察が 楽しめる	岸辺の 散歩が 楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	海辺の 散歩が 楽しめる
水素イオン 濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			—	—	7.8 以上 8.3 以下	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	—	—
化学的 酸素要求量 (COD)	—	—	—	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質 量 (SS)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶存酸素 量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	—	—	5 mg/L 以上	
ふん便性 大腸菌群 数	1,000 個 /100mL 以下	—	—	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	0.6 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
全 磷 ^{りん}	—	—	—	0.05 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ノニル フェノール	0.002 mg/L 以下			0.002 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	0.05 mg/L 以下			0.05 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
測定方法	告示の河川（湖沼を除く。）の測定方法 ふん便性大腸菌群数については、メン ブランフィルター法又は、疎水性格子 付きメンブランフィルター法			告示の湖沼の測定方法		告示の海域の測定方法	

注1 「測定方法」の欄において「告示」とは、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号に掲げるものをいう。

2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

4 全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。

3 親しみやすい指標による目標

項目	区分 水質の イメージ	河 川			ため池		海 域	
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
		川に入っ ての遊 びが 楽し める	水際 での 遊 びが 楽し める	岸 辺の 散 歩が 楽し める	水 際 で の 遊 び や 自 然 観 察 が 楽し める	岸 辺の 散 歩が 楽し める	水 際 で の 遊 びが 楽し める	海 辺の 散 歩が 楽し める
水のにごり (透視度)		にごりが ない (おおむね 70 cm以上)	にごりが 少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりが ある (おおむね 30 cm以上)	にごりが 少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりが ある (おおむね 30 cm以上)	にごりが ない (おおむね70 cm以上)	
水のおい		顔を近づ けても不 快でない こと。	水際に寄 っても不 快でない こと。	橋や護岸 で不快で ないこと。	不快でないこと。		不快でないこと。	
水の色		異常な着色のないこと。			水の華(アオコ)等の 異常な着色のないこと。		赤潮・苦潮等の 異常な着色のないこと。	
水の流れ		流れのあること。			—	—	—	—
ご み		ごみが捨てられていないこと。						
生き物		生き物が生息・生育していること。						
指標生物		(淡水域) アユ、 モロコ類、 ヒラタカゲロウ 類、 カワゲラ類	(淡水域) カマツカ、 オイカフ、 コカゲロウ類、 シマトビケラ 類、 ハグロトンボ	(淡水域) フナ類、 イトトンボ類、 ミズムシ(甲 殻類)、 ヒル類	オイカフ、 ウチワヤンマ、 チョウトンボ、 トビケラ類、 ガガブタ、 クロモ、 ヒルムシロ類、 コウホネ	フナ類、 イトトンボ類、 コシアキトン ボ、 ミズカマキリ 類、 ヨシ、 ガマ類、 ヒシ類	(海域) クロダイ、 マハゼ、 シロギス、 カレイ類、 ヤドカリ類、 アサリ	(海域) ボラ、 スズキ、 イソギンチャク 類、 フジツボ類
		(汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、 ヤマトシジミ		(汽水域) フジツボ類、 ゴカイ類			(干潟) チゴガニ、 アナジャコ、 ヤマトシジミ	(干潟) ニホンドロソコ エビ、 ゴカイ類、 ヤマトオサガニ

4 達成年度

(1) 水の安全性に関する目標

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

令和12年度(2030年度)を目途として、その達成維持を図るものとする。

5 地域区分

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川上流部（水分橋から上流の水域に限る。）、庄内川下流部（水分橋から下流の水域に限る。）、矢田川下流部（大森橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、鞍流瀬川（全域）、矢田川上流部（大森橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆☆	水際での遊びや自然観察が楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

